

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること		評価方式	総合・実績・事業	番号	VII-1-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	1,952,455,847	1,966,906,496	2,096,888,342	2,223,248,893		
	<18,000,000>	<19,500,000>	<21,000,000>	<63,000,000>		
（ 補 正 後 ）	1,952,455,847	2,008,358,917	2,123,860,418			
	<18,000,000>	<50,800,000>	<132,353,880>			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	1,952,455,847	2,008,358,917				
	<18,000,000>	<50,800,000>				
支出済歳出額（千円）	1,952,455,847	2,008,358,917				
	<16,042,937>	<49,505,791>				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	0	0				
	<1,957,063>	<1,294,209>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	施策目標：生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること 施策目標に係る指標：自立支援プログラムの各年度の参加者数（単位：人）（前年度以上/毎年度） 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数（単位：人）（前年度以上/毎年度）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	○ 生活保護制度に関する国と地方の協議の取りまとめ（平成21年3月23日）において、①就労意欲の十分でない者や、様々な就労阻害要因を抱える者など既存の就労支援で対応しにくいケースの就労支援の推進、②若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化等の総合的な取組等についての指摘を受けている。 ○ また、自立支援プログラムのプログラム策定数及び参加者数は増加しているものの、一部ではプログラムの活用が十分図られていない自治体も見受けられる。このため、実効性のあるプログラムとなるよう、優良事例の紹介等により支援を行っていく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	○ 平成22年度要求においては、セーフティネット支援対策等事業費補助金において、就労意欲喚起等支援事業の拡充、子どもの健全育成プログラムの策定・実施について計上しているところであり、生活保護受給者の状況に応じたきめ細かい支援を行っていくこととしている。 ○ なお、自立支援プログラムの優良事例を紹介するため、「自立支援プログラム事例集」を作成し、全福祉事務所に配布したところである。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	生活困窮者に対し適切にサービスを提供すること					番号	Ⅶ-1-1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	生活保護費	生活保護指導監査委託費	2,142,537	2,095,107	
	A	2	一般	厚生労働本省	生活保護費	保護費負担金	2,094,745,805	2,221,153,786	
	A	3							
	A	4							
	小計						2,096,888,342 の内数	2,223,248,893 の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費	< 21,000,000 >	< 63,000,000 >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						<21,000,000> の内数	<63,000,000> の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
							の内数	の内数	
合計						2,096,888,342 <21,000,000> の内数	2,223,248,893 <63,000,000> の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：社会・援護局書記室経理係

政策名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること			番号	VII-1-1		
政策の概要	1 目的等 生活保護制度は、利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。 2 根拠法令等 ○生活保護法（昭和25年法律第144号）						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】						
	（総合的評価） 自立支援プログラムには、就労による経済的自立のためのプログラムのみならず、日常生活において自立した生活を送ることを目指すプログラム、地域社会の一員として充実した生活を送ることを目指すプログラムがあり、各プログラムの目的・内容が様々であることから、定量的な判断は困難であるが、導入初年である平成17年度の参加者28,028人に比べ、平成18年度の参加者は60,555人、平成19年度の参加者は76,695人、平成21年度の参加者は107,554人と増えている。また、自立支援プログラムにより就職・増収した者の数も、平成18年度は13,865人、平成19年度は14,308人、平成20年度は15,693人と増えていることから、生活保護受給者の自立の助長に資していると認められる。 他方で、「生活保護制度に関する国と地方の協議の取りまとめ」（平成21年3月23日）においては、①就労意欲の十分でない者や、様々な就労阻害要因を抱える者など既存の就労支援で対応しにくいケースの就労支援の推進、②若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化等の総合的な取組等についての指摘がなされている。これらの課題に対応するため、平成21年度においては、就労意欲喚起等支援事業の実施、子どもの健全育成プログラムの策定等に取り組むこととし、生活保護受給者の状況に応じたきめ細かい支援を行うこととしている。 また、就労又は増収した生活保護受給者は増加してきているが、就労による経済的自立のためのプログラム参加者の伸びと、当該プログラムに参加して実際に就労又は増収した者の伸びを比べると、就労又は増収した者の伸びの方が小さくなっており、就労支援のより一層の強化が必要である。そのため、就労支援の中心的な担い手となっている就労支援員の能力の向上、標準化を図るため、平成21年度においては就労支援員を対象とした全国研修会を実施することとしている。						
	（必要性） 生活保護制度は、利用しうる資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするもので、社会保障制度の最後のセーフティネットとも言われている。 2008年の世界的な金融危機の影響等による厳しい雇用失業情勢の中、政府は職や住まいを失った方々について、雇用施策、福祉施策などにより、就職活動や住宅・生活に関する支援を緊急的に実施している。これらの施策を活用してもなお生活に困窮する方々に生活を保障するのが生活保護制度である。生活保護受給者は増加傾向が続いており、2009年4月の被保護人員は約166万人となっている。 急増する生活保護受給者に対しては、必要な保護を行うとともに、生活保護受給者ができる限り就労し、自立した生活を取り戻せるよう支援することが重要である。特に厳しい雇用失業情勢の中で離職された生活保護受給者が早期に就労の場を得ることができるよう、ハローワーク等関係機関と連携を図りつつ積極的に自立支援の取組を進めている。 また、生活保護制度が最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けるためには、生活保護を受けるべき者が受け（漏給防止）、受けるべきでない者が受けない（濫給防止）ことも重要であり、そのための取組を進める必要がある。						
	（効率性） 生活保護受給者への支援については、これまで担当職員個人の努力や経験に依存して行われてきた面があるが、担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を自立支援プログラムの内容に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率的な実施につなげることが可能となった。						
	（有効性） 自立支援プログラムは、単に就労による経済的自立を目指すだけでなく、生活保護受給者の抱える多様な課題を踏まえ、個々の被保護者の状況に応じた自立を早期に支援する仕組みとして、これを受ける生活保護受給者及びこれを実施する生活保護の実施機関の双方にとって有効なものである。						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	（反映の方向性） 自立支援プログラムは、平成17年度に開始し、現在着実に実績を上げつつある。生活保護を取り巻く状況を考慮すると、引き続き自立支援プログラムによる自立支援を推進する必要がある、見直しを行わず引き続き実施する。						
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】						
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値 18年度 19年度 20年度 【216.0%】 【127.0%】 【140.2%】	目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方
	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	自立支援プログラムの参加者数	人		60,555 76,695 107,554	前年度以上 毎年度	政策評価の指標については、実施機関の被保護者の自立支援に対する積極的な活動により策定される自立支援プログラムの策定数と、多数の自立支援プログラムが策定された結果、被保護者の自立支援プログラムへの参加機会が増え、その自立の助長が図られることから、自立支援プログラムへの参加者数を、政策の成果を図りうるものとして設定した。
		自立支援プログラムにより就職・増収した者の数	人		13,865 14,308 15,693 【-】 【103.2%】 【109.7%】	前年度以上 毎年度	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)			
	経済財政改革の基本方針2007		平成19年6月19日	・「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的目標を平成19年内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。」			
	「福祉から雇用へ」推進5か年計画		平成19年12月26日	・「平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60％に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。」			

政策評価調書（個別票①-1）

政策名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること		評価方式	実績	番号	VII-2-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	628,428	694,386	734,769	685,246		
	<18,000,000>	<19,500,000>	<21,000,000>	<63,000,000>		
（ 補 正 後 ）	591,958	664,159	734,769			
	<18,000,000>	<50,800,000>	<132,353,880>			
前年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	591,958	664,159				
	<18,000,000>	<50,800,000>				
支出済歳出額（千円）	551,650	521,057				
	<16,042,937>	<49,505,791>				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	40,308	143,102				
	<1,957,063>	<1,294,209>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	施策目標：地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標に関する指標：ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合（％）、福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合（％）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	現行のホームレス事業が有効に機能していることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施するが、現下の厳しい雇用情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により今後ホームレス等の増加が考えられるため、事業の拡充を予定している。 また、運営適正化委員会における苦情受付については、現行の事業が有効に機能していると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。					
評価結果の予算要求等への反映状況	評価結果を踏まえ、引き続き施策を推進することとし、必要な経費を概算要求した。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること					番号	Ⅶ-2-1		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		21年度 当初予算額	22年度 要求額	
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会における要援護者の福祉の向上に必要な経費	734,769	685,246	
	A	2							
	A	3							
	A	4							
	小計						734,769 の内数	685,246 の内数	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						の内数	の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費	< 21,000,000 >	< 63,000,000 >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計						<21,000,000> の内数	<63,000,000> の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
							の内数	の内数	
合計						734,769 <21,000,000> の内数	685,246 <63,000,000> の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月		担当部局名：社会・援護局書記室経理係																																											
政策名	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること		番号 VII-2-1																																										
政策の概要	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に質することを目的として、地域福祉等推進特別支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する																																												
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉等の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。 また、運営適正化委員会における苦情受付件数は、ここ数年横ばいであり、その解決件数の割合は高水準を維持しているため、福祉サービスの利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。																																												
	(必要性) 地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されており、今後もこれらの施策を充実していくことが必要である。 少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。特に、運営適正化委員会における苦情受付については、利用者保護の観点から、今後とも、高い解決率を維持しつつ実施する必要がある。また、ホームレスの自立の促進についても現下の厳しい経済情勢を踏まえ着実に取り組んでいく必要があり、今後もホームレス個々の状況に応じ、自立に向けた支援を行うとともに、退所した者が再び路上に戻ることをないよう、アフターケアが必要な者には適的な訪問等を実施し、生活上の相談・助言等を行うことが必要である。																																												
	(効率性) ホームレス総合相談推進事業等によりホームレスの各人の状況に応じた取り組みを行っており、効率的に自立が図られていると評価できる。 福祉サービスの利用者からの苦情については、事業者自身がその解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会が実施する苦情解決は、その補完的役割を担うものであり、このような仕組みのもと、効率的な事業実施を図っていると認められる。																																												
	(有効性) ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成20年度中に退所した者の約60%が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 また、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、これまで95%以上と高い数字を維持してきており、その有効性が認められる。																																												
	(反映の方向性) 自立支援プログラムは、平成17年度に開始し、現在着実に実績を上げつつある。生活保護を取り巻く状況を考慮すると、引き続き自立支援プログラムによる自立支援を推進する必要がある、見直しを行わず引き続き実施する。																																												
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																													
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="4">生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること</td><td>自立支援プログラムの参加者数</td><td>人</td><td></td><td>60,555 【216.0%】</td><td>76,695 【127.0%】</td><td>107,554 【140.2%】</td><td>前年度比 毎年度</td><td rowspan="4">政策評価の指標については、実施機関の被保護者の自立支援に対する積極的な活動により策定される自立支援プログラムの策定数と、多数の自立支援プログラムが策定された結果、被保護者の自立支援プログラムへの参加機会が増え、その自立の助長が図られることから、自立支援プログラムへの参加者数を、政</td></tr><tr><td>自立支援プログラムにより就職・増収した者</td><td>人</td><td></td><td>13,865 【—】</td><td>14,308 【103.2%】</td><td>15,693 【109.7%】</td><td>前年度比 毎年度</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	自立支援プログラムの参加者数	人		60,555 【216.0%】	76,695 【127.0%】	107,554 【140.2%】	前年度比 毎年度	政策評価の指標については、実施機関の被保護者の自立支援に対する積極的な活動により策定される自立支援プログラムの策定数と、多数の自立支援プログラムが策定された結果、被保護者の自立支援プログラムへの参加機会が増え、その自立の助長が図られることから、自立支援プログラムへの参加者数を、政	自立支援プログラムにより就職・増収した者	人		13,865 【—】	14,308 【103.2%】	15,693 【109.7%】	前年度比 毎年度														
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																															
				18年度	19年度	20年度																																							
生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	自立支援プログラムの参加者数	人		60,555 【216.0%】	76,695 【127.0%】	107,554 【140.2%】	前年度比 毎年度	政策評価の指標については、実施機関の被保護者の自立支援に対する積極的な活動により策定される自立支援プログラムの策定数と、多数の自立支援プログラムが策定された結果、被保護者の自立支援プログラムへの参加機会が増え、その自立の助長が図られることから、自立支援プログラムへの参加者数を、政																																					
	自立支援プログラムにより就職・増収した者	人		13,865 【—】	14,308 【103.2%】	15,693 【109.7%】	前年度比 毎年度																																						
関係する施政方針演説等 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日	記載事項(抜粋)																																									
	経済財政改革の基本方針2007		平成19年6月19日	・「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的目標を平成19年内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。」																																									
	「福祉から雇用へ」推進5か年計画		平成19年12月26日	・「平成19年度までに生活保護の就労支援プログラムを全自治体で策定するとともに、当該プログラムの一環である生活保護受給者等就労支援事業の支援対象者の就職率を平成21年度までに、60%に引き上げること等により、生活保護の被保護者の就労を推進する。」																																									

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	災害に際し応急的な支援を実施すること		評価方式	実績	番号	VII-3-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	721,500	721,500	721,500	721,500		
（ 補 正 後 ）	8,985,796	311,487	721,500			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	8,985,796	311,487				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	7,087,799	292,372				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	1,897,997	19,115				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	災害に際し応急的な支援を実施すること/被害発生から避難所設置までの時間					
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	災害が発生することを予測することは不可能であるため、これまでもほぼ一定の予算を計上しているところであり、今回の評価結果のみで 予算に反映させることは適切でないと判断される。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	災害に際し応急的な支援を実施すること					番号	Ⅶ-3-1		(千円)
	予 算 科 目							政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの		一般	厚生労働本省	災害救助等諸費	災害救助等に必要な経費	721,500	721,500		
	小計					721,500 の内数	721,500 の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの									
	小計					の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
	小計					の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
						< >	< >		
	小計					の内数	の内数		
合計					721,500 の内数	721,500 の内数			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月		担当部局名：社会・援護局書記室経理係																																					
政策名	災害に際し応急的な支援を実施すること	番号	VII-3-1																																				
政策の概要	・災害に際し、国が地方公共団体・日本赤十字社その他の団体等の協力の下に、災害救助法第23条に定められた避難所の設置や食品の給与など、応急的に必要な救助を現物により行うことで、被災者の保護と秩序を図ることを目的とするものである。																																						
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																						
	(総合的評価) ・平成20年度において災害救助法が適用された災害については、都道府県と密に連絡を取り合い、助言を行うことによって適用の判断を早めるとともに、避難所も適切に設置・運営が行われており、適切な応急救助が実施され、施策目標の達成に向けて進展があった。																																						
	(必要性) ・災害救助法の対象となる災害は、発生した災害の規模が個人の基本的な生活権と社会秩序に影響を与える程度の時に実施されるものであり、このような大規模災害が発生した場合、国が最終的な責任を果たす必要があるため。																																						
	(効率性) ・災害発生時に、国が都道府県と常時連絡を取れる体制を整えることで、都道府県知事が災害救助法適用を判断する際に、適合基準に合致しているか否か、および避難所の適切な設置・運営等について助言を行うことにより、的確な応急救助を実施することが可能となっている。																																						
	(有効性) ・平成20年度に災害救助法を適用した市町村においては、国から都道府県への助言等により、気象警報が発令された時だけでなく、発令以前にも自主避難等により、必要に応じて速やかに避難所が設置されており、適切に迅速な応急救助が実施できる体制整備がなされたものと認められる。																																						
(反映の方向性) 災害が発生することを予測することは不可能であるため、これまでほぼ一定の予算を計上しているところであり、今回の評価結果のみで予算に反映させることは適切でないと判断される。																																							
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																							
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実績値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>○年度</th><th>○年度</th><th>○年度</th></tr><tr><td rowspan="2">災害に際し 応急的な 支援を 実施する こと</td><td>被害発生 から避難 所設置ま での時間</td><td>時間</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td rowspan="2">災害が発生した場合、 速やかに避難所を設置 する必要があるが、災害 の種類・程度等により、 その設置時間が異なる ことから、その設置まで の時間についてその達 成水準を設けることは困 難である。</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	○年度	○年度	○年度	災害に際し 応急的な 支援を 実施する こと	被害発生 から避難 所設置ま での時間	時間	—	—	—	—	—	災害が発生した場合、 速やかに避難所を設置 する必要があるが、災害 の種類・程度等により、 その設置時間が異なる ことから、その設置まで の時間についてその達 成水準を設けることは困 難である。																
達成目標	指標名	単位					基準値 (年度)	実績値				目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																										
			○年度	○年度	○年度																																		
災害に際し 応急的な 支援を 実施する こと	被害発生 から避難 所設置ま での時間	時間	—	—	—	—	—	災害が発生した場合、 速やかに避難所を設置 する必要があるが、災害 の種類・程度等により、 その設置時間が異なる ことから、その設置まで の時間についてその達 成水準を設けることは困 難である。																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																				

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること		評価方式	実績	番号	VII-4-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	51,397,435	49,129,594	47,359,491	43,221,855		
	<18,000,000>	<19,500,000>	<21,000,000>	<63,000,000>		
（ 補 正 後 ）	51,121,096	48,405,728	47,941,989			
	<18,000,000>	<50,800,000>	<132,353,880>			
前年度繰越額（千円）	312,921	39,066				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	-441,014	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	50,993,003	48,444,794				
	<18,000,000>	<50,800,000>				
支出済歳出額（千円）	50,412,867	47,766,617				
	<16,042,937>	<49,505,791>				
翌年度繰越額（千円）	39,066	75,464				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	541,070	602,713				
	<1,957,063>	<1,294,209>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	施策目標：社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること 施策目標に関する指標：介護保険施設等において、介護の業務に従事している者のうち、介護福祉士有資格者数（実人員） ・社会福祉施設等において、相談援助業務に従事している者のうち、社会福祉士有資格者数（実人員）					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	福祉・介護サービスの現場に就業している有資格者数については着実に増加しているが、さらに有資格者の参入を促進し、定着を支援するとともに、一層質の高い福祉・介護サービスの確保を図るため、引き続き総合的な人材確保対策を講じる必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う養成課程における教員等の資質の向上及び人材確保指針に基づく施策の推進のための事業を継続して予算要求するとともに、その他の事業についても、評価結果を踏まえ、福利厚生の実施等による社会福祉事業従事者の確保の実施等により、より質の高い福祉サービスを提供するため、継続して予算要求することとした。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること					番号	Ⅶ-4-1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	地域福祉推進費	地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費	< 21,000,000	< 63,000,000 >		
	A	2	一般	厚生労働本省	社会福祉諸費	福祉サービス提供体制の確保に必要な経費	41,389,779	37,634,776		
	A	3				福祉サービス提供体制確保の推進に必要な経費	535,472	574,047		
	A	4								
	小計						41,925,251 <21,000,000> の内数	38,208,828 <63,000,000> の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	社会福祉施設整備費	社会福祉施設整備等施設整備に必要な経費	1,428,000	1,428,000		
	B	2	一般	厚生労働本省	独立行政法人福祉医療機構運営費	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金に必要な経費	4,006,240	3,585,027		
	B	3								
	B	4								
	小計						5,434,240 の内数	5,013,027 の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						47,359,491 <21,000,000> の内数	43,221,855 <63,000,000> の内数			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月		担当部局名：社会・援護局書記室経理係																															
政策名	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること		番号 VII-4-1																														
政策の概要	より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生充実等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上ための措置の援助等を行う。																																
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																
	（総合的評価） 高齢化の進行等に伴い、国民のニーズに対応できる質の高い福祉・介護人材を安定的に確保していくことが求められる一方、福祉・介護分野では、他産業と比べ、離職率が高い、給与をはじめ処遇が厳しいといった様々な問題を抱えている。このような状況の中、福祉・介護サービスの現場に就業している有資格者数の推移についてみると、平成17年以降着実に増加しているが、さらに有資格者の参入を促進し、定着を支援することが必要である。 このような観点から、介護福祉士及び社会福祉士のさらなる資質の向上を図り、資格に対する社会的な評価を高めていくため、平成19年度には、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部を改正し、資格取得方法の見直しを行うとともに、教育カリキュラムの見直しを行ったところである。 さらに、質の高い福祉・介護人材の確保を図るため、 ○ 介護報酬のプラス3.0%改定による介護人材の処遇改善 ○ 雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援 ○ 介護福祉士等の養成校に通う学生に対する修学資金の貸付け ○ 潜在的介護福祉士等の再就業を支援するための研修の実施 等の総合的な人材確保対策を講じているところであり、これらを通じて、引き続き、より一層質の高い福祉・介護サービスの確保を図ることとしている。																																
	（必要性） 近年、少子・高齢化の進展により福祉人材への期待が高まってきている。特に介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定等に伴い、多様化・高度化する介護・福祉ニーズに対応するための高い倫理と技術を習得した人材が求められており、その中核的役割を担うものとして、介護福祉士・社会福祉士を養成し、その資質の確保・向上を図ることが必要である。																																
	（効率性） 福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士の就業者数は、平成17年以降着実に増加しており、質の高い福祉・介護サービスを提供するための基盤整備の推進について、効率的に進められていると評価できる。																																
	（有効性） 質の高い福祉・介護サービスを確保するためには、サービスの担い手となる人材の資質の向上を図ることが不可欠の要素であり、こうした意味で、福祉・介護サービスの現場において、社会福祉士及び介護福祉士の確保を進めていくことは重要である。実際に福祉・介護分野で就業している介護福祉士及び社会福祉士は、平成17年以降着実に増加しており、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面で有効性が認められる。																																
（反映の方向性） 施策目標の達成に向けて進展しており、引き続きこれに関する事業を継続、実施する。																																	
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																	
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実績値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>介護福祉士就業者数が前年度以上／毎年度</td><td>介護福祉士就業者数</td><td>人</td><td>—</td><td>357,909 【114.3%】</td><td>414,149 【115.7%】</td><td>— 【—】</td><td>前年度以上</td><td>介護福祉士就業者数及び社会福祉士就業者数は、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面での指標であり、実績評価を達成するための手段に関連する政策の推進により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する</td></tr><tr><td>社会福祉士就業者数が前年度以上／毎年度</td><td>社会福祉士就業者数</td><td>人</td><td>—</td><td>20,481 【98.8%】</td><td>22,534 【110.0%】</td><td>— 【—】</td><td>前年度以上</td><td></td></tr></table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	介護福祉士就業者数が前年度以上／毎年度	介護福祉士就業者数	人	—	357,909 【114.3%】	414,149 【115.7%】	— 【—】	前年度以上	介護福祉士就業者数及び社会福祉士就業者数は、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面での指標であり、実績評価を達成するための手段に関連する政策の推進により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する	社会福祉士就業者数が前年度以上／毎年度	社会福祉士就業者数	人	—	20,481 【98.8%】	22,534 【110.0%】	— 【—】	前年度以上	
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				18年度	19年度	20年度																											
介護福祉士就業者数が前年度以上／毎年度	介護福祉士就業者数	人	—	357,909 【114.3%】	414,149 【115.7%】	— 【—】	前年度以上	介護福祉士就業者数及び社会福祉士就業者数は、一定の専門性を有する有資格者による質の高い福祉・介護サービスの提供という面での指標であり、実績評価を達成するための手段に関連する政策の推進により、当該数値がどのように推移したかを分析し、実績目標の達成度を測定する																									
社会福祉士就業者数が前年度以上／毎年度	社会福祉士就業者数	人	—	20,481 【98.8%】	22,534 【110.0%】	— 【—】	前年度以上																										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																														
	社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	「④高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会」を実現するため、「介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援」や「福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進」に取り組むこととされている。																														

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと		評価方式	実績	番号	VII-5-1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
	（ 当 初 ）	45,958,325	42,275,443	37,292,538		33,470,387
	（ 補 正 後 ）	45,942,672	42,263,649	37,292,538		
前年度繰越額（千円）	111,000	48,796				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	46,053,672	42,312,445				
支出済歳出額（千円）	44,421,817	40,082,281				
翌年度繰越額（千円）	48,796	170,716				
不用額（千円）	1,583,059	2,059,448				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	・ 援護年金等の適切な支給 ・ 各種特別給付金及び特別弔慰金の適切な支給（各種特別給付金及び特別弔慰金に係る請求期間満了から１年以内に処理割合） ・ 戦傷病者手帳の適切な交付 ・ 戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く後世代に継承する（昭和館、しょうけい館の年間入場者数）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	戦没者遺族等に対する援護年金の支給、戦傷病者に対する療養の給付等については、その対象者数は減少しているものの、引き続き適切な支給の実施が求められていることから、必要な経費を適切に要求している。また、昭和館及びしょうけい館については、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く後世代に継承していることから、引き続き着実な効果が得られるよう、必要な経費を適切に要求している。 ※平成２０年度及び平成２１年度はモニタリングのみを実施しており、モニタリング結果や平成１９年度に実施した実績評価に基づき記載している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと					番号	Ⅶ-5-1		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項		21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表に において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	遺族及留守家族等援護費	遺族及び留守家族等の援護に必要な経費		37,292,538	33,470,387	
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	A	5								
	小計						37,292,538 の内数	33,470,387 の内数		
対応表に において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表に において○ となっているもの	C	1						< >	< >	
	C	2						< >	< >	
	C	3						< >	< >	
	C	4						< >	< >	
	小計						の内数	の内数		
対応表に において◇ となっているもの	D	1						< >	< >	
	D	2						< >	< >	
	D	3						< >	< >	
							の内数	の内数		
合計						37,292,538 の内数	33,470,387 の内数			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成19年8月				担当部局名：社会・援護局(援護)																																											
政策名		戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと			番号	Ⅶ-5-1																																									
政策の概要		国家補償の精神に基づき、戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護を実施する。また、昭和館及びしょうけい館において戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承する事業を行う。																																													
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等		【評価結果の概要】																																													
		(総合的評価) 戦傷病者、戦没者遺族等に対する援護は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づき迅速かつ適切に実施されており、また、昭和館及びしょうけい館においては、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。																																													
		(必要性) 援護年金等の対象者は減少しているものの、高齢化した戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、引き続き着実な支給の実施が求められている。また、戦中・戦後の国民の体験が風化しつつあり、戦傷病者、戦没者遺族等の経験した生活上の労苦を確実に後世代に伝えることが求められている。																																													
		(効率性) 各種特別給付金及び特別弔慰金の事務処理については、国・各都道府県間においてシステムのオンライン化等により、事務処理の効率化、迅速化を図っている。																																													
		(有効性) 各種特別給付金及び特別弔慰金の請求期間から1年以内に裁定処理した割合もほぼ100%に達しており、迅速に支給がなされていると評価できる。昭和館、しょうけい館においても戦中・戦後の労苦を広く国民に継承していることから、施策目標の達成に向けて進展があった。																																													
		(反映の方向性) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を継続していく。																																													
		【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																													
		<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目 標 値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>各種特別給付金及び特別弔慰金の支給</td><td>処理割合</td><td>%</td><td>-</td><td>99.7%</td><td>-</td><td>99.8%</td><td>-</td><td>各種特別給付金ことの請求期間(3年間)に申請を受けた件数のうち、当該請求期間及びその後1年間の計4年の間に処理した件数の割合(19年度は該当給付金なし)</td></tr><tr><td>戦没者遺族の経験した労苦を後世代に伝えること</td><td>昭和館の年間入場者数</td><td>人</td><td>-</td><td>272,215</td><td>315,724</td><td>279,151</td><td>-</td><td>戦没者遺族に対する援護施策の一環として、昭和館の適切な運営</td></tr><tr><td>戦傷病者の経験した労苦を後世代に伝えること</td><td>しょうけい館の年間入場者数</td><td>人</td><td>-</td><td>98,243</td><td>103,312</td><td>136,714</td><td>-</td><td>戦傷病者等に対する援護施策の一環として、しょうけい館の適切な運営</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目 標 値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	各種特別給付金及び特別弔慰金の支給	処理割合	%	-	99.7%	-	99.8%	-	各種特別給付金ことの請求期間(3年間)に申請を受けた件数のうち、当該請求期間及びその後1年間の計4年の間に処理した件数の割合(19年度は該当給付金なし)	戦没者遺族の経験した労苦を後世代に伝えること	昭和館の年間入場者数	人	-	272,215	315,724	279,151	-	戦没者遺族に対する援護施策の一環として、昭和館の適切な運営	戦傷病者の経験した労苦を後世代に伝えること	しょうけい館の年間入場者数	人	-	98,243	103,312	136,714	-	戦傷病者等に対する援護施策の一環として、しょうけい館の適切な運営
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目 標 値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																							
				18年度	19年度	20年度																																									
各種特別給付金及び特別弔慰金の支給	処理割合	%	-	99.7%	-	99.8%	-	各種特別給付金ことの請求期間(3年間)に申請を受けた件数のうち、当該請求期間及びその後1年間の計4年の間に処理した件数の割合(19年度は該当給付金なし)																																							
戦没者遺族の経験した労苦を後世代に伝えること	昭和館の年間入場者数	人	-	272,215	315,724	279,151	-	戦没者遺族に対する援護施策の一環として、昭和館の適切な運営																																							
戦傷病者の経験した労苦を後世代に伝えること	しょうけい館の年間入場者数	人	-	98,243	103,312	136,714	-	戦傷病者等に対する援護施策の一環として、しょうけい館の適切な運営																																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)		施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																									

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること		評価方式	実績	番号	VII-5-2
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（ 当 初 ）	970,131	973,383	1,039,483		1,469,625	
（ 補 正 後 ）	970,131	973,038	1,039,483			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）	2,708					
歳出予算現額（千円）	972,839	973,038				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	937,557	952,133				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	35,282	20,905				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	・ 遺骨収集関連事業 海外未送還遺骨の集中的な情報収集を実施し、情報に基づき迅速かつ着実に遺骨収集を実施する。 ・ 慰霊巡拝事業 戦没者の遺族の慰藉のため、円滑に慰霊巡拝事業を実施する。					
政策評価結果を受けて改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等への反映状況	戦没者の遺骨収集に関しては、平成18年度から南方地域に関して「海外未送還遺骨の情報収集事業」を実施し、現地情報を積極的に収集する体制を確立し、遺骨収集の促進を図っているところである。また、NPO法人等民間団体との連携強化に努めた結果、収集実績があがってきたところである。しかしながら、未だ多くの遺骨が残されている現状にあり、遺骨収集の推進に向けて事業を適切に行うために必要な経費を要求するものである。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること					番号	Ⅶ-5-2		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	戦没者慰霊事業費	戦没者の遺骨収集事業等に必要な経費	1,039,483	1,469,625		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計						1,039,483 の内数	1,469,625 の内数		
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						1,039,483 の内数	1,469,625 の内数			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月 担当部局名：担当部局名：社会・援護局援護企画課外事室

政策名	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること		番号	VII-5-2																													
政策の概要	戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝の着実な実施及び慰霊碑の適切な管理等を行う。																																
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																
	(総合的評価) 戦没者の遺骨収集や、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施等により、特に遺骨収集数が前年度から大幅に増加するなど、戦没者遺族の慰藉という施策目標の達成にむけて進展があった。平成20年度においては、慰霊巡拝については全14回、遺骨収集等事業については全26回実施し、遺族の慰藉に進展があったことから、今後も着実に実施していくこととしたい。																																
	(必要性) 戦没者の遺骨については、相手国の事情や海没その他の自然条件等により収集できない地域が残されているという事情はあるものの、未だ多くの海外戦没者遺骨が海外に残されていることから、遺骨収集の促進に努めている。しかしながら、戦後60年以上が経過し、遺骨等の所在に関する情報が減少するとともに、戦没者の遺族の高齢化が進んでいることから、これらの施策を、より迅速かつ着実に実施することが求められている。 そこで、南方地域においては、集中的な情報収集を行うとともに、ソ連抑留中死亡者の遺骨収集については、平成3年に日ソ両国間で協定が締結されて以降に実施した1次調査で再調査が必要とされた埋葬地について、現地の事情に詳しい関係者の調査同行等の協力をロシア政府に求めており、迅速な遺骨収集の実施に努めている。硫黄島等全15箇所に建立した戦没者慰霊碑は、戦没者遺族の慰藉上重要なものであり、今後も適切に維持管理を行う必要がある。これらについては、それぞれ建立地の関係機関等と維持管理に関する委託契約を締結し、維持管理が適切に行われるよう努めている。																																
	(効率性) 遺骨収集等事業について、南方地域においては、平成18年度から実施している海外未送還遺骨の集中的な情報収集を行い、これに基づく収集を行うとともにソ連抑留中死亡者の遺骨収集についても、収集可能と判断された埋葬地につき、計画的に実施しており、効率的に行っているといえる。																																
	(有効性) 戦没者遺族の慰藉のためには、戦没者の遺骨を収集して遺族に引き渡すことや、旧主戦場地域において遺族が慰霊を行うことが望まれており、このためには、遺骨収集事業をできる限り推進するとともに、慰霊巡拝事業については遺族が参加しやすい仕組み整備することが必要である。遺骨収集については、外交努力により収集の促進に努めているほか、NPO法人等の協力を得た情報収集を実施する等により実績を上げており、また、慰霊巡拝については、参加遺族決定の手続を弾力化して遺族を参加しやすくしたことから、いずれも施策目標の実現に有効であると評価できる。																																
(反映の方向性) 施策目標の達成にむけて進展しており、現在の取り組みを続ける。																																	
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																	
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td>・戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと</td><td>遺骨収集数</td><td>柱</td><td>-</td><td>640</td><td>760</td><td>2,038</td><td>-</td><td>海外未送還遺骨の集中的な情報収集を実施し、情報に基づき迅速かつ着実に遺骨収集を実施する。</td></tr><tr><td>・旧主要戦域等において、慰霊巡拝を適切に行うこと</td><td>慰霊巡拝の実施数</td><td>回</td><td>-</td><td>10</td><td>12</td><td>14</td><td>-</td><td>戦没者の遺族の慰藉のため、円滑に慰霊巡拝事業を実施する。</td></tr></table>				達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	・戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと	遺骨収集数	柱	-	640	760	2,038	-	海外未送還遺骨の集中的な情報収集を実施し、情報に基づき迅速かつ着実に遺骨収集を実施する。	・旧主要戦域等において、慰霊巡拝を適切に行うこと	慰霊巡拝の実施数	回	-	10	12	14	-	戦没者の遺族の慰藉のため、円滑に慰霊巡拝事業を実施する。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実 績 値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																			
				18年度	19年度	20年度																											
・戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと	遺骨収集数	柱	-	640	760	2,038	-	海外未送還遺骨の集中的な情報収集を実施し、情報に基づき迅速かつ着実に遺骨収集を実施する。																									
・旧主要戦域等において、慰霊巡拝を適切に行うこと	慰霊巡拝の実施数	回	-	10	12	14	-	戦没者の遺族の慰藉のため、円滑に慰霊巡拝事業を実施する。																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																														

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること		評価方式	実績	番号	VII-5-3
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	1,790,802	1,960,609	1,944,046	2,080,720		
（ 補 正 後 ）	27,159,208	1,960,609	1,944,046			
前年度繰越額（千円）	0	6,052,447				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	27,159,208	8,013,056				
支出済歳出額（千円）	20,973,864	7,715,251				
翌年度繰越額（千円）	6,052,447	0				
不用額（千円）	132,897	297,805				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	目標：中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 目標の達成度合いの測定方法：中国残留邦人等の帰国世帯数 等					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けるとの評価結果を踏まえ、適切に支出額の見直しを図ったうえで、必要な所要額を要求することとした。 ※平成20年度及び平成21年度はモニタリングのみを実施しており、モニタリング結果や平成19年度に実施した実績評価に基づき記載している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること				番号	Ⅶ-5-3		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	中国残留邦人等支援事業費	中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,933,815	2,073,771		
	A	2	一般	厚生労働本省	中国残留邦人等支援事業費	北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費	10,231	6,949		
	A	3								
	A	4								
	小計						1,944,046	2,080,720		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計									
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>		
	C	2					<	>		
	C	3					<	>		
	C	4					<	>		
	小計									
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>		
	D	2					<	>		
	D	3					<	>		
	D	4					<	>		
合計						1,944,046	2,080,720			

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：中国孤児等対策室

政策名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること				番号	Ⅶ-5-3																																														
政策の概要	中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行う。																																																			
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																																																			
	(総合的評価) 中国残留邦人等に対する帰国援護、受入れ、定着・自立援護の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、永住帰国者の自立支援という施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。																																																			
	(必要性) 中国残留邦人等については、これまでの帰国援護の継続的な実施により、帰国者数は減少しているものの、帰国を希望し、永住帰国する者がなお一定程度存在することから円滑な帰国を促進する必要がある。 また、永住帰国した中国残留邦人等は、高齢化のため、日本語の習得や就労面で厳しい状況にあり、経済的自立は困難であることから自立を支援する必要がある。																																																			
	(効率性・有効性) 永住帰国した世帯は、近年減少傾向にあるが、これは、中国残留邦人の多くがすでに帰国し、中国及び樺太地域の残留邦人の人数が減少傾向にあり、同時に帰国希望者数も減少していることが理由として挙げられる。永住帰国希望者については、中国残留邦人等の帰国事務手続きに問題がなければ、申請後1年以内には受け入れ態勢を整えた上で帰国を実現しており、円滑な帰国の支援は効率的に行われていると評価できる。 帰国者が帰国から定着・自立までの一連の取組として、帰国直後は、集団生活の中で日本語や習慣の指導を行い、その後は、自立を目標に個人のニーズに応じて、就労に結びつくような日本語教育や就労促進、地域交流支援などを行っている。このように、きめ細やかな支援策により、中国残留邦人等の自立支援を効率的に促進していると評価できる。																																																			
	(反映の方向性) 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける。																																																			
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																																			
	<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実 績 値</th><th rowspan="2">目標値 (年度)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="4">中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること</td><td>中国残留邦人等の帰国世帯数</td><td>世帯</td><td>(-)</td><td>30</td><td>22</td><td>28</td><td>(-)</td><td>中国残留邦人等に対する支援として、帰国援護・受入れの適切な実施</td></tr><tr><td>中国帰国者自立研修センター通所者数</td><td>人</td><td>(-)</td><td>902</td><td>793</td><td>集計中</td><td>(-)</td><td>中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者自立研修センターの適切な運営</td></tr><tr><td>中国帰国者支援・交流センター日本語教室の受講者数</td><td>人</td><td>(-)</td><td>3,196</td><td>5,913</td><td>集計中</td><td>(-)</td><td>中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者支援・交流センターの適切な運営</td></tr><tr><td>地域生活支援事業の自治体の実施率</td><td>%</td><td>(-)</td><td>—</td><td>—</td><td>集計中</td><td>(-)</td><td>中国残留邦人等に対する支援として、定着・自立援護の適切な実施</td></tr></table>							達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること	中国残留邦人等の帰国世帯数	世帯	(-)	30	22	28	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、帰国援護・受入れの適切な実施	中国帰国者自立研修センター通所者数	人	(-)	902	793	集計中	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者自立研修センターの適切な運営	中国帰国者支援・交流センター日本語教室の受講者数	人	(-)	3,196	5,913	集計中	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者支援・交流センターの適切な運営	地域生活支援事業の自治体の実施率	%	(-)	—	—	集計中	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、定着・自立援護の適切な実施
	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実 績 値							目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																																							
					18年度	19年度	20年度																																													
	中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること	中国残留邦人等の帰国世帯数	世帯	(-)	30	22	28	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、帰国援護・受入れの適切な実施																																											
中国帰国者自立研修センター通所者数		人	(-)	902	793	集計中	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者自立研修センターの適切な運営																																												
中国帰国者支援・交流センター日本語教室の受講者数		人	(-)	3,196	5,913	集計中	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、中国帰国者支援・交流センターの適切な運営																																												
地域生活支援事業の自治体の実施率		%	(-)	—	—	集計中	(-)	中国残留邦人等に対する支援として、定着・自立援護の適切な実施																																												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																																															

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること 及び旧陸海軍に関する恩給請求を適切に進達すること		評価方式	実績	番号	VII-5-4
歳出予算額（千円）	19年度	20年度		21年度		22年度要求額
（ 当 初 ）	245, 292	247, 276		290, 201		404, 761
（ 補 正 後 ）	245, 292	246, 957				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	245, 292	246, 957				
支出済歳出額（千円）	216, 281	233, 084				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	0	0				
	29, 011	13, 873				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	（達成すべき目標） （１）旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること （２）旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと （目標の達成度合いの測定方法） （１）旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合 （２）恩給請求書を1.5カ月以内に総務省に進達した割合					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続けることとした。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	各種資料のデータベース化を引続き促進するとともに、恩給請求書の進達業務を迅速かつ適正に行えるよう必要額を要求した。 ※平成21年度はモニタリングのみを実施しており、モニタリング結果や平成20年度に実施した実績評価に基づき記載している。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求を適切に進達すること					番号	Ⅶ-5-4		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	恩給進達等実施費	恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	290, 201	404, 761		
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計						290, 201 の内数	404, 761 の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						の内数	の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
合計						290, 201 の内数	404, 761 の内数			

政策評価調査（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：社会・援護局業務課経理係

政策名	旧陸海軍に関する人事関係資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること		番号	VII-5-4																												
政策の概要	恩給等の請求に必要な軍歴証明の作成等に使用するため、旧陸海軍に関する人事関係資料を適切に整備保管するとともに、恩給請求書の内容を審査し、恩給の裁定庁である総務省人事・恩給局に進達する。																															
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】																															
	（総合的評価） 旧陸海軍に関する人事関係資料のデータベース化については、優先度の高い資料より順次計画的に行ってきたところであるが、平成16年度より8年計画でデータベース化を行っている海軍履歴原表にあっては、当初、データベース化する箇所の検討や資料の整備等に時間を要していたこと、その後も1人当たりの資料が試算を上回っていたこともあり、計画を下回るペースで作業が進捗していた。しかしながら、近年は資料の現状をほぼ把握できたことから、今後は計画終了予定の平成23年度までには、データベース化を終了することができる目途がついたので、平成23年度に目標を達成することは可能である。 また、恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合については、平成20年度は100%と目標を達成した。																															
	（必要性） - 旧陸海軍に関する人事関係資料については、恩給、年金等の請求に必要な軍歴証明書の作成や、遺族等からの照会に使用するなど使用頻度が高く、かつ、損傷が激しいものが多く、早急に電子化による整備を進める必要がある。 - 恩給給与細則により旧軍人軍属の恩給請求は厚生労働省を経由することが規定されており、裁定に必要な書類の審査を本省で行う必要がある。																															
	（効率性） 旧陸海軍に関する人事関係資料のデータベース化を図ることにより、①手作業による資料調査から解放され、資料の検索が容易となり、あわせて業務の迅速化が図られること、②長期的な管理が可能になることから、効率性の向上に寄与している。																															
	（有効性） - 旧陸海軍に関する人事関係資料は、戦時中に作成されたものであり、損傷が激しいものが多く、そのデータベース化を図ることは、資料の適正管理及び利活用のために有効な施策である。 - 恩給の進達については、進達業務を標準処理期間の1.5ヶ月以内に行い、かつ内容の審査を適切に行うことにより、恩給制度の円滑な運営を可能としている。																															
（反映の方向性） 施策目標の達成にむけて進展しており、現在の取組を続ける。																																
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																																
<table><tr><th rowspan="2">達成目標</th><th rowspan="2">指標名</th><th rowspan="2">単位</th><th rowspan="2">基準値 (年度)</th><th colspan="3">実績値</th><th rowspan="2">目標値 (21年)</th><th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th></tr><tr><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr><tr><td rowspan="2">旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合</td><td>旧陸海軍に関する人事資料のうちデータベース化したものの割合</td><td>%</td><td>-</td><td>10.3</td><td>21.4</td><td>32.2</td><td>-</td><td rowspan="2">旧陸海軍に関する人事資料のうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。 標準処理期間が定められているため</td></tr><tr><td>恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合</td><td>%</td><td>-</td><td>67 (100)</td><td>80</td><td>100</td><td>100</td></tr></table> 進達に係る標準処理期間は、平成18年10月から1.5ヶ月に変更し、平成18年9月30日までは3ヶ月としていたことから、標準処理期間の変更前については、3ヶ月以内に総務省に進達した割合を括弧内に記載した。					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (21年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合	旧陸海軍に関する人事資料のうちデータベース化したものの割合	%	-	10.3	21.4	32.2	-	旧陸海軍に関する人事資料のうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。 標準処理期間が定められているため	恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合	%	-	67 (100)	80	100	100
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値					目標値 (21年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																						
				18年度	19年度	20年度																										
旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合	旧陸海軍に関する人事資料のうちデータベース化したものの割合	%	-	10.3	21.4	32.2	-	旧陸海軍に関する人事資料のうちデータベース化した割合を掲げることにより、目標達成に近づくための指標とした。 標準処理期間が定められているため																								
	恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省へ進達した割合	%	-	67 (100)	80	100	100																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)																											

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること		評価方式	総合 実 事業	番号	VⅢ－1－1
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度		22年度要求額	
（ 当 初 ）	888,481,043	963,240,291	987,502,090		1,059,210,047	
	888,481,043	1,030,872,776	1,143,729,909			
（ 補 正 後 ）						
前年度繰越額（千円）	3,582,311	4,982,686				
予備費使用額（千円）	900,209	0				
流用等増△減額（千円）	0	2,008,417				
歳出予算現額（千円）	892,963,563	1,037,863,879				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	-	975,042,540				
翌年度繰越額（千円）	931,794	7,113,704				
不用額（千円）	-	55,707,635				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	施策目標：障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 施策目標に係る指標：・福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） ・受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数 ・一般就労への年間移行者数（単位：万人）					
政策評価結果を受けて改善すべき点	—					
評価結果の予算要求等への反映状況	①評価結果を踏まえ、グループホーム・ケアサービスの充実、訪問系サービスの充実、日中活動サービスの充実等を一層推進するため、介護給付・訓練等給付費にかかる予算を拡充して要求することとした。 （継続） ・介護給付・訓練等給付費 （平成22年度概算要求額：554,979百万円〔平成21年度予算額504,918百万円〕） ②評価結果を踏まえ、既存の経営コンサルタント派遣等の事業に加え、工賃水準のさらなる引上げに資するため、 ・工賃引上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の開催 ・未着手事業所の職員に対する研修（工賃引上げのための計画作成等を通じた人材養成） ・複数の施設への仕事の分配、品質管理等を一括して行う「共同受注窓口組織」を検討するためのモデル事業を新たに実施することとした。 （継続） ・工賃倍増5か年計画支援事業 （平成22年度概算要求額：1,536百万円〔平成21年度予算額1,671百万円〕） ③評価結果を踏まえ、市町村、都道府県における地域生活支援事業を推進するために、コミュニケーション支援事業、相談支援事業を含む地域生活支援事業に係る予算を要求することとした。 （継続） ・地域生活支援事業 （平成22年度概算要求額：44,000百万円〔平成21年度予算額44,000百万円〕）					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること					番号	Ⅷ－１－１		(千円)	
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般	厚生労働本省	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備に必要な経費	10,020,000	10,035,911		
	A	2	一般	厚生労働本省	障害保健福祉費	障害保健福祉の推進に必要な経費	616,241	712,226	0	
	A	3	一般	厚生労働本省	障害保健福祉費	障害者の自立支援等に必要な経費	941,783,636	1,008,108,389		
	A	4	一般	厚生労働本省	障害保健福祉費	精神保健事業に必要な経費	30,383,967	37,662,548	0	
	A	5	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立光明寮の運営に必要な経費	304,401	0	0	
	A	6	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立保養所の運営に必要な経費	193,322	0	0	
	A	7	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立知的障害児施設の運営に必要な経費	72,767	0	0	
	A	8	一般	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	国立障害者リハビリテーションセンターの運営に必要な経費	1,614,317	2,223,366	0	
	小計						984,988,651 <〇〇,〇〇〇> の内数	1,058,742,440 <〇〇,〇〇〇> の内数		
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	厚生労働本省	独立行政法人福祉医療機構運営費	独立行政法人福祉医療機構運営費交付金に必要な経費	131,283	117,924	0	
	B	2		厚生労働本省	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費	2,382,156	2,263,507	0	
	B	3		厚生労働本省	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備に必要な経費		291,200	0	
	B	4								
	小計						2,513,439 <〇〇,〇〇〇> の内数	2,672,631 <〇〇,〇〇〇> の内数		
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	〇〇本省	〇〇研究費		< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	小計						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■運営費		< >	< >		
	D	2	一般	〇〇本省	独立行政法人■■■施設整備費		< >	< >		
							の内数	の内数		
合計							987,502,090 の内数	1,061,415,071 の内数		

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年8月

担当部局名：社会・援護局障害保健福祉部

政策名	障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	番号	VIII-1-1
政策の概要	障害者の就労支援の強化や地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。		
	【評価結果の概要】 （総合的評価） 障害者の地域における自立した生活の実現に向けては、全国的に実施する障害福祉サービスや地域の実情に応じて実施する事業等によって、国・地方自治体において着実な取組を行っているところである。 施策目標に係る評価においては未集計の指標も含まれているものの、福祉施設入所者の地域生活への移行者数は3年間で1.4万人に及ぶほか、個別目標を達成するための事務事業に係る指標が示すように、サービス量やサービス利用者数は着実に増大しており、総合的には、施策目標の達成に向け、有効かつ効率的な取組を行っているとして評価できる。 しかしながら、施設入所者の地域移行については、施設入所者総数についてみると、施設を退所した者とほぼ同数の新規入所者がいるために、施設入所者総数自体の減少幅が小さい（※）状況にあることから、退所が可能な者については地域移行を更に進めていくとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していけるよう支援していくことが必要である。 （※）平成17年10月時点の施設入所者数は139,009人であるのに対し、平成19年10月時点の施設入所者数は138,620人となっており、入所者総数でみると389人（平成17年10月の入所者総数の0.3%）の減少にとどまっている。（「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）） このような中、障害者自立支援法については、法附則における施行後3年の見直し規定を踏まえ、制度全般にわたる見直しを行うこととされていたところである。 この点、 ① 平成20年12月にとりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書「障害者自立支援法施行後3年の見直しについて」においては、障害者自立支援法の「障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにするという理念」については「合意が得られているもの」とされ、地域移行や就労支援についても、引き続き、充実を図っていくべきとされている ② さらに、平成21年2月に「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」においてとりまとめられた「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」においても、「障害者が地域で普通に暮らすことや自立と共生の社会づくりを目標とする『障害者自立支援法』の基本理念を堅持しつつ、同法を抜本的に見直すこととされていることなど、障害者の自立した地域生活の実現に向けての取組については、その充実が一層求められているところである。 これを受け、平成21年3月31日に「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。 同法律案においては、地域移行に係る課題への対応として、 ① 地域移行を更に進めていくという観点から、グループホームやケアホームのサービスを利用しやすくするよう、入居者に対してその利用に伴い必要となる費用の助成を行うこととする ② 施設入所者などが地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備などについて支援が必要であることから、入所等の段階から退所後の生活を見据えてグループホームなどを体験利用する場合や住居の確保のためのサポートを行う「地域移行支援」を創設する ③ 地域移行した障害者が実際に地域で安心して暮らしていくため、地域生活を始めた障害者に対して24時間にわたって緊急時の相談・連絡などの体制を整備し支援を行う「地域定着支援」を創設するなど、地域移行を更に進めるとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していけるようにするための支援を行っていることとしている。 また、法律案とは別途、身体障害者がグループホーム・ケアホームを利用できるよう、平成21年10月までに必要な措置を行うこととしている。 このように、施策目標の達成に向けては、引き続き、サービス提供基盤の強化を図っていくほか、現行の施策を着実に実施していくとともに、障害者の自立した地域生活への支援を一層充実させるための制度づくりに向けて取り組んでいく必要がある。		

(必要性)

障害者自立支援法の施行後、各自治体において計画に基づくサービス提供基盤の強化に取り組んできたほか、国においても障害保健福祉関係予算について毎年度着実な伸びを確保するなど、サービスの充実に努めてきたところであるが、同法が施行されてから3年が経過したばかりであり、法の目的を達成するため、引き続き全国的なサービス提供基盤の強化を行っていくことが必要である。

(効率性)

障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し（障害者自立 支援法第88条、第89条）、その基盤整備を行っているところであるが、これに際しては、

- ・ 地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれの地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量を事前に見込む、
 - ・ 地域移行や就労支援などの課題への対応が遅れている地域については、その地域の実情を勘案しながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業所の整備を行う、
 - ・ 障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃倍増5カ年計画」の役割についても計画に位置づけることとし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者へのきめ細かな支援ができるよう取組を行う、
- など、効率的かつ計画的な方法を採用している。

(有効性)

施設に入所等をしてきた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身での生活に不安がある障害者のために、介護などの一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが必要である。

また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要であるが、稼働収入（給与や賃金）を得ながら生活することを望んでいる障害者は約75%に及んでおり（※）、就労を通じた自立を支援することが必要であるといえる。（※）平成18年度障害者施策総合調査（内閣府）

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数 (単位:人) (平成17年度入所者数約14万人のうち、 1.8万人以上/平成23年度)(前年度以上/ 平成20年度・21年度)	—	—	—	9,344 【49.1%】	14,098 【74.2%】
2 受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数 (平成19年度入院患者数約4.8万人のうち、 3.7万人以上/平成23年度)(前年度以上/ 平成20年度・21年度)	—	—	—	—	—
3 一般就労への年間移行者数(単位:万人) (0.9万人以上/平成23年度)	—	0.2	—	—	—
(調査名・資料出所・備考)					
○ 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」(社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,586施設から回答を集計(回収率約92%))であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,450施設から回答を集計(回収率約91%))を合計した数である。(目標達成率は平成23年の目標値である1.9万人を分母として計算している。)					
○ 指標2については、平成20年度の数値について、集計方法を含め、今後検討することとしている。					
○ 指標3は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)による。平成16、18、19年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。					

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	成長力底上げ戦略(基本構想)	平成19年2月15日	○「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	「障害者の生活支援や就労支援・雇用促進等を進めるとともに、障害者自立支援法について、障害児支援の在り方など制度全般にわたる抜本的な見直しを行う。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。」